という。）について、都道府県の負担金に関する規定を設けるとともに、都道府県等が行うこれらの事業について、国の補助に関する規定を設けることとした。（第五二条第一項第一号並びに第七八条第一項第六号の三及び第六号の四等関係）

4　農業用用排水施設の新設等（おおむね三、〇〇〇ヘクタールの地積にわたる土地を受益地とするものに限る。）と併せて行う農用地の災害を防止するため必要なため池の変更等を内容とする国営土地改良事業について、北海道及び離島で行う場合の都道府県の負担金の額を引き下げることとした。（第五二条第四項及び第六項関係）

5　都道府県が行う農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）について、国の補助に関する規定を設けることとした。（第七八条第一項第六号の二及び第五項関係）

二　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正関係

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の引上げの対象となる事業として、機構関連事業、耐震化事業及び突発事故被害復旧事業を追加することとした。（第一条第一号ヲ関係）

三　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正関係

沖縄県において国が行う突発事故被害復旧事業について、国の負担の特例を設けることとした。（別表第一関係）

四　旧土地改良法施行令の一部改正関係

土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一〇七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の土地改良法施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第五二条の二第七項及び第五三条第二項関係）

五　施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（国土交通省）

1　騒音防止工事の費用につき特定飛行場の設置者による補助の対象となる学校に類する施設として、家庭的保育事業等を行う施設を追加して定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額について改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第五条、第七条及び第九条～第一一条関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（厚生労働省）

1　予防接種法による障害年金等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による障害年金等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当の額の自動改定等を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　平成三〇年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　平成三〇年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（厚生労働省）

1　母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金の対象に大学院に就学する児童を追加するとともに、貸付金額の限度を一三万二、〇〇〇円（博士課程を履修する児童にあっては、一八万三、〇〇〇円）とすることとした。（第七条第三号、第三一条の五第三号及び第三六条第三号関係）

2　母子就学支度資金、父子就学支度資金及び寡婦就学支度資金の対象に大学院に入学する児童を追加するとともに、貸付金額の限度を三八万円（私立の大学院に入学する児童にあっては、五九万円）とすることとした。（第三条第九号、第七条第一一号、第三一条第九号、第三一条の五第一一号、第三二条第八号及び第三六条第一一号関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の六・〇〇とすることとした。（第一条の五関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の八・〇三とすることとした。（第一条の六関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一一一号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五四とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五・二九とすることとした。（第三条関係）

4　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の四九・一八三〇九とすることとした。（第四条関係）

5　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。